

宜 議 第 4 0 3 号
令和元年9月27日

議 長
上地 安之 殿

経済建設常任委員会
委員長 宮城 克

委員会審査結果について（報告）

第423回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和元年 9月11日	令和元年 9月11日	議案第68号、議案第69号、議案第48号、議案第47号、認定第3号、議案第43号、認定第4号、議案第44号
令和元年 9月12日	令和元年 9月12日	議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第60号、議案第53号、陳情第2号、陳情第9号、陳情第13号、陳情第15号
令和元年 9月13日	令和元年 9月13日	議案第53号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第60号、議案第43号、議案第44号、議案第47号、議案第48号、議案第68号、議案第69号、認定第3号、認定第4号、陳情第13号、陳情第2号、陳情第9号、陳情第15号
会議日数 3日間		

2. 会議事項

議案番	案号	件名	付託日 月日	議決日 月日	結果
議案第43号		令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和元年 9月10日	令和元年 9月13日	原案決 可決
議案第44号		令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和元年 9月10日	令和元年 9月13日	原案決 可決
議案第47号		令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和元年 9月10日	令和元年 9月13日	原案決 可決
議案第48号		令和元年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)	令和元年 9月10日	令和元年 9月13日	原案決 可決
議案第53号		宜野湾市森林環境譲与税基金条例の制定について	令和元年 9月10日	令和元年 9月13日	原案決 可決
議案第56号		宜野湾市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について	令和元年 9月10日	令和元年 9月13日	原案決 可決
議案第57号		宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について	令和元年 9月10日	令和元年 9月13日	原案決 可決
議案第58号		宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	令和元年 9月10日	令和元年 9月13日	原案決 可決
議案第60号		宜野湾市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について	令和元年 9月10日	令和元年 9月13日	原案決 可決
議案第68号		平成30年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	令和元年 9月10日	令和元年 9月13日	原案可決 及び同意
議案第69号		平成30年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	令和元年 9月10日	令和元年 9月13日	原案可決 及び同意
認定第3号		平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和元年 9月10日	令和元年 9月13日	認定
認定第4号		平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和元年 9月10日	令和元年 9月13日	認定

陳情 第13号	「生涯現役社会」を实践するシルバー 人材センターの決意と支援について (要請)	令和元年 6月10日	令和元年 9月13日	採 択
陳情 第2号	設備設計・監理委託業務の宜野湾市内 企業への優先発注について	平成30年 10月10日	—	継 続 審 査
陳情 第9号	比屋良川公園整備事業の変更及び事業 拡大実施に関する陳情	平成30年 12月6日	—	継 続 審 査
陳情 第15号	公契約条例の制定を求める陳情	令和元年 6月10日	—	継 続 審 査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和元年9月11日（水） 1日目

午前10時00分 開会

午後 3時34分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	上里 広幸

○欠席委員（1名）

委員	伊佐 哲雄
----	-------

○説明員（13名）

建設部長	新垣 勉
市街地整備課 計画係長	永山 拓朗
市街地整備課 主任主事	伊佐 真也
上下水道局長	石川 康成
水道施設課 課長	高宮城 淳
業務サービス課 業務担当主幹	徳田 英明
下水道施設課 下水道管理係長	山城 憲三郎

市街地整備課 課長	比嘉 徹
市街地整備課 主査	ウィリアムス 千景
総務企画課 課長	與那原 類
下水道施設課 課長	呉屋 武
総務企画課 経理係長	喜友名 達矢
下水道施設課 下水道整備係長	山内 智博

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第68号 平成30年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (2) 議案第69号 平成30年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (3) 議案第48号 令和元年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)
- (4) 議案第47号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- (5) 認定第3号 平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 議案第43号 令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- (7) 認定第4号 平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 議案第44号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

第423回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和元年9月11日（水）第1日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第68号 平成30年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

～質疑・答弁～

- 又吉亮 委員 減債積立金を積み立てなかった理由を伺いたい。
- 上下水道局次長 決算中の未償還残高2億6,340万7,306円に対し、減債積立金が2億4,102万6,495円であることから、ほぼ不足はないものと判断し、全額を建設改良積立金に積み立てたことによる。
- 又吉亮 委員 貸倒引当金を不納欠損に充てているとのことだが、当該引当金の財源はどこからくるものなのか。
- 経理係長 積立金のような形で持っているものではなく、貸倒引当金の性質としては、未収金に貸し倒れになる可能性があるものがあるかを示すものであり、特に財源を持っているものではない。
- 又吉亮 委員 決算書11ページに、債権の不納欠損による損失が発生したため、貸倒引当金51万7,650円を取り崩したとあるが、何かを取り崩して充てたというわけではないのか。
- 経理係長 未収金と相殺となっている。
- 上下水道局次長 補足すると、貸倒引当金に充てた額は、回収の見込みがないために不納欠損処分した額である。これに関しては過年度未収金のままで残っているものを、貸倒引当金として取り崩して充てたということである。収入の部から負債の部に移行させる手続ということになる。
- 又吉亮 委員 その流れは決算書のどこに記載されるのか。
- 経理係長 貸倒引当金の取り崩し51万7,650円は、引当金の不足分については、当年度の費用でプラスを出している。決算書52ページの貸倒引当金の77万806円は、不足分については費用で支出している。
- 又吉亮 委員 当年度分というのは平成31年度分から充てられるということか。

- 上下水道局次長 平成30年度分から充てられる。
- 経理係長 先ほどの説明を訂正させていただくと、引当金の額に対し、不納欠損の額が小さかったため、費用ではなく収益の余りの分を戻し入れている。これは5ページの損益計算書において特別利益として戻し入れている。
- 又吉亮 委員 不納欠損で貸し倒れた約50万円をその他特別利益から差し引いて余ったものが17万7,723円という認識でよいか。
- 経理係長 そのとおりである。
- 又吉亮 委員 20ページに給水人口、給水戸数、給水栓数ともに増加しているにもかかわらず、総排水量及び有収水量が減になっているのはなぜか。
- 上下水道局次長 一人当たりの使用量が全国的に見ても減となっており、一日当たり290リットル使用していたものが、4リットルほど少なくなっている。その要因としては、ウォーターサーバー、ペットボトルの利用増、節水器具の普及等があげられる。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第69号 平成30年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

～質疑・答弁～

- 米須清正 委員 16ページ記載の引継金について説明願いたい。
- 下水道施設課長 下水道事業については、平成30年度から公営事業会計となっているが、平成29年度は特別会計であり、3月を過ぎて入ってくる使用料等を公営企業会計へ引き継ぐものである。
- 米須清正 委員 前年度の特別会計からの引き継ぎということだが、これは全額なのか。
- 下水道施設課長 3月を過ぎて入ってくる分ということになる。
- 濱元朝晴 委員 水洗化率が81.49%となっているが、残り2割が進まない理由を伺いたい。
- 下水道施設課長 下水道整備については、下流側から整備しそれから上流側を整備することになるが、上流側についてはすでに家が立ち並び浄化槽で処理しているところがあり、それを下水道に繋げるにはその費用が自己負担になってしまうためなかなか進まないところがある。

- 濱元朝晴 委員 残り2割は上流の浄化槽の区域と考えてよいか。
- 下水道施設課長 下流にも下水道未整備地区があり、そういうところは整備率として反映しており、整備率は90%となっており、ハンタ道や個人の承諾が得られていない箇所及び大山一部地域が未整備となっている。
- 濱元朝晴 委員 シルバー人材センターに委託している事業はどのようなものか。
- 上下水道局次長 公共枿へ未接続の世帯を確認し、対面にて接続を依頼してもらっている。
- 宮城克 委員 どの世帯が未接続なのかは上下水道局のほうで把握しているのか。
- 上下水道局次長 下水道事業においては、排水台帳システムを導入しており、図面上で全ての世帯の接続状況を把握している。
- 宮城克 委員 水洗化しないといけない法的な根拠のようなものはあるのか。また、実際は接続されていないが、されていると思いついでいる世帯はないのか。
- 上下水道局次長 下水道供用区域の認可を受けたところは、速やかに下水道に接続しなければならないという法律上の義務がある。ただし、期限には定めがなく、法律上は強制執行権もあるにはあるが、浄化槽を設置している世帯に対して強制的に行うには難しい面もありそこは憂慮している。思いついでいる世帯については、シルバー人材センターより供用区域であることを説明してもらっている。
- 宮城克 委員 私道があるために接続できない事例があったが今でもあるのか。
- 下水道施設課長 私道所有者の承諾が得られないと接続ができない箇所が一部ある。下水道を占用させてもらうことになるので、土地所有者・管理者の承諾がどうしても必要となる。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第48号 令和元年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

- 又吉亮 委員 平成30年度決算の処分後残高の繰越利益剰余金については、今回の補正に記載されないのか。

- 上下水道局次長 令和元年の決算に記載される。今回の補正はあくまで当初予算の補正であるため記載はない。
- 米須清正 委員 12ページの建設改良費について、市道宜野湾11号に係る工事と説明があったが詳細を伺いたい。
- 下水道施設課長 市道宜野湾11号予定地に隣接している私道内に下水道管を平成15年度に布設していたが、今回私道所有者から撤去要請があったため、下水道管を市道宜野湾11号内に布設がえする工事となっている。
- 米須清正 委員 市道宜野湾11号の整備が終了する前に行くということか。
- 下水道施設課長 市道宜野湾11号は用地買収が今年度終了しており、市道の工事と並行して下水道管工事を行う予定である。
- 上里広幸 委員 当該工事の予定地を伺いたい。
- 下水道施設課長 いこいの市民パークから少し愛知寄りの私道となっている。
- 宮城克 委員 平成15年に下水道管が布設されたとのことだが、その間の占用料等は発生していたのか。
- 下水道施設課長 当該箇所については、占用料なしでの布設を承諾いただいております、そのため所有者から移設要請があれば検討することになっていた。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

-
- 宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時52分)
 - 宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時54分)
-

【議題】

議案第47号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

～質疑・答弁～

- 濱元朝晴 委員 今回の補正は職員給与に関する補正という認識でよいか。
- 建設部次長 そのとおりである。
- 濱元朝晴 委員 人事異動に伴う給与変動に伴うものか。
- 市街地整備課長 扶養増により扶養手当に変更が生じたためである。
- 濱元朝晴 委員 扶養増ということだが何人ほどか。
- 市街地整備課長 1人の扶養増となっている。
- 濱元朝晴 委員 技術的な職員増というわけではなくあくまで扶養人数の増ということか。

- 市街地整備課長 そのとおりである。
- 又吉亮 委員 扶養増によるものとのことだが、対象月数について伺いたい。
- 市街地整備課長 7月に申請がありそこからの増となる。
- 又吉亮 委員 7月から3月までということか。
- 市街地整備課長 そのとおりである。
- 上里広幸 委員 途中で扶養がふえる際の計算は、申請があったときから対象とするのか、それともさかのぼって対象となるのか。
- 市街地整備課長 扶養に入れた時点からということになるので遡及することはあまり考えられない。
- 米須清正 委員 市町村職員共済組合負担金が7万5,000円となっているが、3月までのものか。
- 市街地整備課長 職員の負担金として年間7万5,000円を納めることになる。
- 米須清正 委員 これは1人分なのか。
- 市街地整備課長 扶養増に伴う負担金の増となっている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午前11時52分）

◆午後の会議◆

- 米須清正 副委員長 再開いたします。（午後2時00分）
これより午後の会議を進めてまいります。
-

【議題】

認定第 3号 平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

- 濱元朝晴 委員 保留地処分金8,447万9,976円について、何筆分の処分金なのか伺いたい。
- 建設部次長 1筆分の処分金となっている。
- 濱元朝晴 委員 保留地はあと何筆あるのか。
- 建設部次長 残り2筆となっている。

- 濱元朝晴 委員 区画整理事業の進捗状況資料をいただきたい。
- 市街地整備課長 提供いたしたい。
- 又吉亮 委員 決算で983万3,000円の基金繰入金となっており、決算書359ページに宇地泊第二土地区画整理事業基金積立金1億9,663万9,164円となっているが現在の基金残高を伺いたい。
- 市街地整備課長 今回の決算で983万3,000円の繰り入れをしているが、その残分は1億9,943万5,101円となっている。
- 又吉亮 委員 現在の事業進捗率はどれほどか。
- 市街地整備課長 事業費ベースで97.6%となっている。
- 又吉亮 委員 残り2.4%の事業のなかで、基金積み立てを行う理由を伺いたい。
- 市街地整備課長 特別会計予算の場合、保留地処分金を処分した上で、その年度に歳入として入ってくるのであれば、精算して歳入歳出へ予算配分を行うが、実際には昨年度歳入の見込みがない中、決算で落とした経緯があり、歳入に対する歳出を押さえた上で、一旦保留地処分金を基金に積み立てており、それが1億9,000万円余の残高となっている。次年度工事執行する際には、基金から事業へ充当することになる。
- 又吉亮 委員 次年度については、この基金から大きく繰り入れて事業に充てるという理解でよいか。
- 市街地整備課長 昨年度9月の決算において保留地処分金の余剰金が出たことから、決算を終えて年度明けの4月1日に保留地処分金を基金に積んでいる状況であり、平成31年度予算は前年度の資金計画の運用上、保留地処分金980万円余があったためそれを充当している。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第43号 令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

認定第4号 平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

- 宮城司 委員 県補助金1,728万1,000円の収入未済について説明を伺いたい。
- 市街地整備課長 現在繰越承認事業として繰越した残りの額の未歳入分となっており、繰り越し事業を行っていることからその繰り越し分の補助金申請をまだ行っていないことによる。
- 宮城司 委員 今回の収入未済分は令和元年度に歳入として入ってくるという理解でよいか。
- 市街地整備課長 工事完了後に検査を行い、補助金申請を行った上で歳入として受ける予定である。
- 濱元朝晴 委員 381ページの翌年度へ繰り越すべき財源9,020万3,042円の説明を伺いたい。
- 建設部次長 翌年度に実際に繰り越す額としては、1億2,400万余となっており、その中の一部財源が県の支出金1,728万1,000円が充当されている。残りは一般財源として受け入れているが、それも繰り越すことから9,020万3,042円を翌年度へ繰り越すべき財源としている。
- 濱元朝晴 委員 県支出金の残りの分を繰り越すと理解してよいか。
- 建設部次長 県支出金は歳入として翌年度に入ってくるが、一般財源は別枠で支出することから、一般財源も翌年度へ繰り越しを行わないと工事ができないことになる。それが9,000万円余あるということである。
- 濱元朝晴 委員 事業の進捗状況の資料をいただきたい。
- 市街地整備課長 提供いたしたい。
- 真喜志晃一 委員 翌年度へ繰り越すべき財源9,020万3,042円について、すでに工事実施が決まっており、今後支払う予定があるために繰り越すものと理解してよいか。
- 市街地整備課長 繰越承認をいただいた額に対する充当額があり、市が持ち出す額が9,020万3,042円となっている。残りが先ほど説明した補助金として約1,700万円が入ってくるため、それを合計した額が繰り越しの承認額となっている。工事が完了次第、歳出として支出していくこととなる。
- 宮城司 委員 区画整理事業の事業完了見込みを伺いたい。
- 市街地整備課長 現時点では令和5年が完了見込みとなっている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第44号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

- 又吉亮 委員 議案書4ページの土地区画整理費の補正前の額が1億8,676万8,000円となっているが、6ページの土地区画整理費の補正前の額が2,050万5,000円となっている。これについて説明を伺いたい。
- 建設部次長 4ページについては、土地区画整理費全体の補正前の額となっており、6ページについては、土地区画整理費のうちの総務管理費の補正前の額となっている。
- 宮城司 委員 今回の補正額228万7,000円について、これは平成30年度の決算で生じた実質収支額が入ってくるものと理解しているが、平成30年度決算で翌年度へ繰り越すべき財源とされていた9,020万3,042円について、4月の繰越明許の手続が既にされているものという理解でよいか。
- 建設部次長 繰越明許に関しては、昨年12月で手続がなされ、最終的に繰り越すべき額が出てくる。それが翌年度へ繰り越すべき財源9,020万円余となる。それは次年度に使う予定となるため、それを差し引いたもので、さらにその年度で支出しなかったものを剰余金として一般会計に戻すという形になる。

○米須清正 副委員長 休憩いたします。（午後3時11分）

○米須清正 副委員長 再開いたします。（午後3時33分）

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○米須清正 副委員長 本日はこれにて散会いたします。

（散会時刻 午後3時34分）

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和元年9月12日（木） 2日目

午前10時01分 開議
午後 3時47分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	上里 広幸

○欠席委員（1名）

委員	伊佐 哲雄
----	-------

○参考人（0名）

○説明員（12名）

建設部長	新垣 勉
都市計画課 都市計画係長	新崎 雅也
施設管理課 課長	中本 益丈
施設管理課 管理係長	照喜名 一史
上下水道局 次長	石川 康成
市民経済部 次長	伊佐 英明

建設部 参事	嶺井 辰也
建築課 指導係長	當山 綾
建築課 指導担当技査	安里 義弘
施設管理課 技師	平山 雄一
水道施設課 課長	高宮城 淳
観光農水課 課長	仲村 厚子

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第56号 宜野湾市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- (2) 議案第57号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第58号 宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第60号 宜野湾市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第53号 宜野湾市森林環境譲与税基金条例の制定について
- (6) 陳情第2号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について
- (7) 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (8) 陳情第13号 「生涯現役社会」を实践するシルバー人材センターの決意と支援について（要請）
- (9) 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情

第423回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和元年9月12日（木）第2日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開会時刻 午前10時01分）

【議題】

議案第56号 宜野湾市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

～質疑・答弁～

- 宮城司 委員 これまでも宇地泊や佐真下等で土地区画整理事業を行っているが、当該条例とそれらの地区とのかかわりはどうなるのか。
- 建設部次長 これまで行っていた土地区画整理事業については、地区計画等を制定していない。今後土地区画整理事業等を実施する際には、この条例に基づいて制定していくことになる。
- 宮城司 委員 西普天間住宅地区の整備を行っていくなかで、計画の中身については住民等の意見を聞くなどしてこれから決まっていくという理解でよいか。
- 建設部次長 地区計画の素案はある程度作成しているが、市街地整備課で進めている換地の個別ヒアリングがありその中で意見交換もしているが、当該条例については、地区計画等を作成するに当たって条例で定める手続を踏まなければならないという内容であり、計画素案の説明は前もって地権者等にはしているが、この条例が制定され次第、地区計画の原案を縦覧等する手続を踏んでいくことになる。
- 宮城司 委員 手続に関する条例ということは特定の地区が対象ということではなく、今後地区計画等を定める地域は全て対象となるという理解でよいか。
- 建設部次長 地区計画はその地域の特色によって異なるが、その制定に関する手続に関しては、今後は当該条例にのっとって行われていくことになる。
- 真喜志晃一 委員 これまで当該条例がない状況で地区計画等を作成していたのであれば、今回新たに制定する理由は何か。
- 建設部次長 これまで地区計画は作成しておらず、西普天間住宅地区が初めてとなることから作成に当たっては当該条例が必要となる。
- 真喜志晃一 委員 西普天間のように新たに全てを整備する場合には地区計画を定める必要があり、そのために当該条例を定める必要があるという認識でよいか。
- 都市計画係長 宇地泊第二や佐真下第二の土地区画整理事業は、土地区画整理事業の都市計画決定をして事業を進めているが、西普天間住宅地区も同様に都市計画決定をして

事業認可を受け仮換地指定に向けて動いている。土地区画整理事業の都市計画決定とあわせて地区計画を都市計画決定していくことになる。土地区画整理事業の都市計画はあくまで区画整理を行っていく計画であり、地区計画は良好なまちづくりに関するルールを都市計画として位置付けていくものとなる。

- 真喜志晃一 委員 今後、普天間基地が返還されて、まちづくりを進めていく際にも地区計画を作成して進めていくということか。
- 都市計画係長 今後の駐留軍用地の返還等の際し、新しいまちづくりを進めるうえで、良好なまちづくりを行うためにも地区計画は検討していく必要があると考える。
- 又吉亮 委員 西普天間の区画整理事業を進めるにあたり、地区計画で定めた内容があるために今回この条例を制定すると理解しているが、それは資料中に記載されている地区計画の概要のいずれに該当するのか。
- 都市計画係長 西普天間住宅地区の中で地区計画に定めていく予定のものは、資料中の地区計画の概要の2番目に記載されている建築物やその他の敷地などの制限に関することを予定しており、その中でもアの建築物等の用途の制限を考えている。用途の制限は一般的に用途地域の指定によって建てられる用途が決まっているが、さらにふさわしくない用途を制限していくということが考えられる。また、エの建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度を定めることを検討しており、敷地の細分化を防止しゆとりある住宅環境を作っていくことを考えている。また、壁面後退により道路空間もゆとりをもたせることも検討している。さらに、建築物の高さの最高限度についても、西普天間住宅地区は眺望がいい地域であり、それを守る上でも制限を定める必要があると考えている。
- 又吉亮 委員 県道81号線沿いの建物の1階は商業施設等が入るようにするという計画があったかと思うが、それに法的拘束力を持たせるために地区計画を定める必要があるのか。
- 都市計画係長 地区計画に建築物に関するルールを定めることになると、一般的に建築物建設は届出の対象となり、届出に当たっては決められたルールを守っているかどうかを審査することになり、適合していないものについては勧告することができることになっている。地区計画を定めた後に、地区計画に定めたルールを建築基準法に基づく条例を制定し、建築確認の対象とすることも可能となり、違反している建築物は許可が下りないことになる。
- 宮城司 委員 地区計画に適合していない建築物については勧告することができるということだが、法的拘束力はないということか。
- 都市計画係長 勧告は緩やかな規制誘導という意味合いになる。法的拘束力を高めるためには、先述した建築基準法に基づく条例を制定することが必要になる。
- 宮城司 委員 条例制定等の法的拘束力強化を行う予定はあるのか。
- 都市計画係長 規制を実効性のあるものとするためには、条例化することにより建築確認の対象とするのが望ましいのではないかと考えている。これについては今後も引き続

き検討していく。ちなみに、他市町村の土地区画整理事業においても地区計画を導入しており、最終的には条例化を行って建築確認の対象としている事例が多い。

- 宮城司 委員 先ほどの説明で、敷地面積の最低限度を定める予定との話があったが、仮換地指定による減歩等でその基準に満たない土地があった場合はどうなるのか。
- 都市計画係長 減歩等で基準に満たない土地が出てくることは想定しており、その場合には適用除外とする例外規定を設けることを考えている。
- 宮城司 委員 建築物の高さに関してはどうなるのか。
- 建設部次長 西普天間住宅地区に関しては、眺望を活かしたまちづくりを計画しており、住宅地区は15メートル、県道側は20メートルを上限とする案で検討している。補足として、又吉亮委員から質疑のあった県道沿いの規制については、市街地整備課にて申出換地を進めており、ここにはこういう規制があることを説明し、それでもこちらに申し込むかどうかを確認し了承を受けていくことになるため、そのルールづくりについては問題なく進んでいくのではないかと考えている。
- 濱元朝晴 委員 西普天間住宅地区の県道を挟んで向かい側からの眺望は考慮されているのか。
- 建設部次長 県道81号線から見える視点で計画しており、反対側からもある程度景観は確保できると考えている。
- 濱元朝晴 委員 琉球大学医学部附属病院については高さ規制を設けるのか。
- 建設部次長 規模から考えて高さ制限は設けない。ただし、琉球大学側には建物を県道から直角に配置する等、景観に配慮していただいている。
- 濱元朝晴 委員 道がないところはセットバック等をするのはわかるが、あるところでもセットバックをするのか。
- 都市計画係長 壁面の位置の話になると思うが、道路境界から1.5メートルとする等のルールを設ける予定である。
- 又吉亮 委員 条例第2条の(1)中に記載のある種類とは何を指しているのか。
- 都市計画係長 地区計画には地区計画等とされるようにいくつかの種類があり、それを指している。
- 又吉亮 委員 地区計画を作成していくメンバーについては、規則の中で規定していく予定なのか。
- 都市計画係長 規則にはそれを定める予定はない。規則には意見の提出方法等を定める予定である。
- 上里広幸 委員 西普天間住宅地区には戦前の古道が見つかっているが、あれに関してはどうなるのか。
- 建設部次長 一部街区公園の中に残す予定である。
- 宮城司 委員 地区計画は建築物等に関するものと理解していたが、そういった文化財等も関係するのか。

- 建設部次長 地区計画は住宅や街区等のルールづくりとなっており、関連性は薄い。
- 米須清正 委員 西普天間住宅地区の用途地域について資料等あればいただきたい。
- 都市計画係長 想定している内容としては、県道沿いが第二種住居地域、西普天間住宅地区内を通る都市計画道路の沿道については第一種住居地域、その他の住宅地については、第一種中高層住居専用地域、琉球大学が建築予定の沖縄健康医療拠点ゾーンは準住居地域という形で予定している。
- 建設部次長 資料については提供いたしたい。
- 米須清正 委員 地区計画には、集落地区計画や沿道地区計画、防災街区整備地区計画等があるがそれらについて説明を伺いたい。
- 都市計画係長 地区計画にはいくつかの種類があり、西普天間住宅地区で考えているのは通常の地区計画であるが、農村地域の集落地域で地区計画を定める際には集落地区計画を策定する。あと、沿道地区計画については、広い幹線道路の沿道で公害や騒音防止の土地利用について一定のルールを設けるものである。防災街区整備地区計画については、防災街区整備事業という事業がありそれに合わせて計画するものである。
- 宮城司 委員 条例第2条中の縦覧場所については、市役所のみなのか、それとも自治会等でも縦覧できるのか。
- 都市計画係長 市役所のみを予定しており、都市計画決定等の縦覧についても同様となっている。その旨はしっかりと周知を行っていく予定である。
- 宮城司 委員 第3条の説明会の開催場所についても役所で行うのか。
- 都市計画係長 その地区のふさわしい場所で行うことを予定している。西普天間住宅地区については、いろいろなところに地権者がおられることから市役所等で行っている。
- 宮城司 委員 公民館等では行わないのか。また、そういったものを規則等で決めていくのか。
- 都市計画係長 その地区計画の対象とする場所等によってその都度決定していくことになると思う。
- 宮城司 委員 地域の公民館等ではできないのか。
- 都市計画係長 説明会等の場所については必ずしも役所に限定しておらず、土地区画整理事業の仮換地説明会等でもそれぞれの地域の公民館で実施していることから、そういったケースも考えられる。
- 上里広幸 委員 用途地域について、それぞれの地域で用途制限をかけていくことになると思うが、その用途地域のなかで市がまちづくりを行いやすくするために地区計画を定めるに当たり、その策定の手続を定めたのが今回の条例であるという理解でよいか。
- 建設部次長 地区計画はそれぞれの地域の特色を生かしたまちづくりのためのものであり、市が事業をやりやすいようにするためではない。地区計画を定めるためには、当該条例を制定する必要がある、また今後の土地区画整理事業を行う上でも地区計画は必要と考えているため、当該条例は重要と考える。

- 上里広幸 委員 都市計画の中の地区計画を条例化するための手続を定めた条例と理解してよいか。
- 都市計画係長 都市計画法に基づいて都市計画決定を行わなくてはならないが、そのためには、地区計画というのは地域の住民にとって身近なルールであるため、策定の手続に関する条例を定めなければならないと法律で定められており、都市計画決定をするためにこの手続を定めている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時45分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時48分)

【議題】

議案第57号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 宮城司 委員 建築物の用途変更時における申請は今までは必要なかったと理解してよいか。
- 建設部参事 説明資料の③に6階建ての建物の図面を掲載しているが、これは基準強化前に建設された既存の建物で、1階から6階まで事務所ビルであったものが、その1、2階を飲食店に用途変更をする例となっている。その場合、手続はこれまでもあったが、用途変更しない部分を含めた建築物の全体について、1階2階の用途変更時にそれに合わせて、全ての階を現行の基準に適合させる全面的な改修が必要だった。しかし、今回の改正により3階から6階部分については段階的・計画的に改修を行うことを全体計画の認定として申請を出してもらい許可を行うことで緩和する内容となっている。
- 宮城司 委員 これまでは申請はしなくてよかったというわけではないのか。
- 建設部参事 これまでは全体計画認定ということがなければ、建築物については全ての階を適法な状態にすぐに改修するよう指導していた。
- 宮城司 委員 排煙設備等に関しては消防法も関係してくると思うが、これまでは許可を得ずに改修することもあったということか。
- 建設部参事 消防法については、建築基準法で用途変更が必要な部分について、かつては100平方メートル以上については用途変更が必要となっていた。それで申請が出た場合には全部適法な状態に改修するよう指導していた。それ以下の面積については申請が出てこない場合があった。しかし、消防については避難等が要求される建物については随時指導が入っており、消防法上違法な状態は少ないのではないかと考える。

- 宮城司 委員 申請がなくとも用途変更できたのか確認したい。
- 指導係長 以前は用途変更の手続自体は、100平方メートルを超えるものは手続が必要であった。
- 真喜志晃一 委員 今回の改正により資料中の③の事例では、3階～6階までの事務所を現在の基準に段階的・計画的に改修していくことができるようになったが、その際には今後改修する誓約の書面をもらうことになるのか。
- 建設部参事 今後改修していく計画を特定行政庁である市より認定を受け、この工事計画が認められれば、1、2階の飲食店だけは先に改修を行い、あとの3～6階の事務所についてはおいおい改修を行ってもらおうということになる。書面ではなく認定を受けることになる。
- 真喜志晃一 委員 こういった事例はこれまでもあったのか。
- 建設部参事 これまでも用途変更の事例はあったが、既存不適合かどうかということではなく、全体的な審査をしており、いつ基準が変わってこの部分が不適合になっているということを申請の中でチェックしているわけではなかったことから、こういった事例があったかどうかは正確には不明だが、おそらくあったのではないかと考える。
- 真喜志晃一 委員 これまでは全体の改修が必要であったために、変更部分だけの改修は不可となっていたケースがあったのか。
- 建設部参事 全体計画認定を提出すれば段階的に改修を認めることになるが、用途変更だけであればこれまでどおり全体を改修するように指導することになるが、用途変更と関係ないところが基準に適合しない際にはこういう段階的な手法があるということを紹介することもあると考える。
- 真喜志晃一 委員 この条例が改正されればそれが可能になるということか。そして、現時点ではまだ未改正のため全部改修するように指導するということか。
- 指導担当技査 建築基準法自体はすでに改正されており、段階的改修は現時点でも可能である。今回の条例はその認定を行うための手数料を定めるものとなっている。
- 宮城司 委員 今回の法改正で建築審査会の同意が不要となるケースがあるが、建築審査会の概要を伺いたい。
- 建設部参事 外部委員からなる委員会であり、建築、衛生、法律等の知識を有する委員7人ほどで構成されている。市が行う許可案件について市としてはこういった許可をしたいと考えているが、それについて同意を得られるかどうかを諮問する機関となっている。
- 宮城司 委員 建築審査会の同意が不要となることで審査期間はこれまでよりどのくらい短縮されるのか。
- 指導担当技査 これまで建築審査会を経て許可をする際には、委員の日程調整等を含めて約1カ月ほどかかっていた。今後は国が省令で示した案件については建築審査会を経ずに進めることができるのでその期間分は短縮になるのではないかと考える。

- 建設部参事 建築審査会を開催するための事務として委員の日程調整等や、会議録を作成する等の事務が削減されるのでそこにかかっていた1週間から2週間程度の期間は短縮になるのではないかと。
- 宮城司 委員 建築審査会は定期的には開催されているのか。
- 建設部参事 開催が必要な申請案件が出た際に開催されるため不定期となっている。ちなみに年2回程度の予算が組まれているが、年間を通じて案件がなければ開催しないこともある。
- 宮城司 委員 審査会にかける建築物が頻繁にあるわけではないのか。
- 建設部参事 頻繁にあるわけではない。
- 又吉亮 委員 条例中に出てくる興業場と特別興業場の違いを伺いたい。
- 指導係長 2つの大きな違いは、特別興業場が1年以上の開催が見込まれる大きな国際大会等に利用されるものを想定しており、興業場は1年以内のものを想定している。
- 又吉亮 委員 資料中に記載されている興行場と条例に記載のある興業場は違いがあるのか。
- 指導係長 同じものである。
- 又吉亮 委員 資料中の字句の記載が誤っているということか。
- 建設部参事 別紙資料のほうが正しいため、条例中の字句を修正させていただきたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

-
- 宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時22分)
 - 宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時32分)
-

【議題】

議案第58号 宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 宮城司 委員 多目的運動場と運動場の違いは何か。
- 施設管理課長 野球やフットサル、ウォーキングや保育園の運動会等多目的な利用ができるということで多目的運動場ということになっている。
- 建設部次長 運動だけではなくマーチングバンド等にも利用できることから多目的としている。
- 又吉亮 委員 占用料利用料金のなかに衛生費の記載があるが、これはそれぞれの利用料金に加えて衛生費を徴収するという理解でよいか。

- 施設管理課長 そのとおりである。
- 又吉亮 委員 利用の違いにより料金の金額に大きな差があるが、その場合でも衛生費は一律の金額なのか。
- 施設管理課長 一般の大会は420円だが、入場料等を徴収する興行においては2,620円としている。
- 又吉亮 委員 保育園の運動会等で利用した際の衛生費はどうなるのか。
- 施設管理課長 その場合には大会の扱いとなり420円が徴収される。
- 宮城司 委員 市立野球場はネーミングライツでスポンサーを募集しているが、市立多目的運動場には導入を検討しているのか。
- 施設管理課長 企業の意向調査等を実施していないため、今後ニーズ等を調査した上で検討してまいりたい。
- 濱元朝晴 委員 市外利用者は100分の30に相当する金額を規定利用料金に加算した額を徴収すると備考に記載しているが、市外利用者の料金は申込時に確認するのか。
- 施設管理課長 予約受付時等に料金は案内している。
- 濱元朝晴 委員 100分の30という数字は、テニスコート等他施設と同じ割合なのか。
- 施設管理課長 同じ割合となっている。
- 真喜志晃一 委員 利用者に提示する料金表には市内利用者の金額しか記載されていないのか。
- 施設管理課長 そのとおりである。
- 真喜志晃一 委員 市外利用者の料金も記載したほうがよいのではないか。
- 施設管理課長 施設の指定管理者と相談の上で検討してまいりたい。
- 宮城克 委員 市立多目的運動場は、利用料に関する減免措置について他の施設と同様に適用されるのか。
- 施設管理課長 公益性がある場合や市が行う行事については減免を行っていく。
- 宮城克 委員 施設予約について、市内利用者が優先される等の措置はあるのか。
- 施設管理課長 市内市外一律に2カ月前からの予約受付となっている。市内利用者優先については今後検討してまいりたい。
- 又吉亮 委員 料金表の備考の2に利用時間超過の際の超過料金の計算方法が記載されており、そのただし書において衛生費や附属施設設備利用料金の記載があるが、あいまいな表現となっており、この2つについては徴収されないと勘違いする利用者がいるのではないか。
- 建設部次長 時間超過時の衛生費や附属施設設備利用料金については、徴収はするが2割増しとはしないという意味であり、これについては従来からこういった記載方法をしており問題はないと考える。
- 宮城克 委員 市立多目的運動場の供用開始はいつからか。
- 施設管理課長 令和2年の1月末を予定している。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。
その間休憩いたします。（午前11時55分）

◆午後の会議◆

- 宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時00分）
これより午後の会議を進めてまいります。
-

【議題】

議案第60号 宜野湾市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する
条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 真喜志晃一 委員 水道環境の科目が工業用水道という科目に統合されたための字句削除という認識でよいか。
- 上下水道局次長 水道環境の科目が技術士法の資格要件から削除されたことによる。科目がなくなったということではない。
- 真喜志晃一 委員 専門職大学は今年からの発足なのか。またその内容について伺いたい。
- 上下水道局次長 大学制度の中に位置づけられ、専門職業人の要請を目的とする新たな高等教育機関としてことしの4月1日より設けられた大学である。特定の職種における業務遂行能力の育成に加え、長期の企業内実習や関連分野の教育等を通じて高度な実践力・創造力を培うという特色がある。
- 真喜志晃一 委員 県内に水道関係の専門職大学はあるのか。
- 上下水道局次長 専門職大学自体が県内にはまだ設置されていない。通常の大学では、琉球大学の環境工学修了がそれに該当する。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時17分）
- 宮城克 委員長 再開いたします。（午前2時20分）
-

【議題】

議案第53号 宜野湾市森林環境譲与税基金条例の制定について

～質疑・答弁～

- 宮城司 委員 市内の自然林が86ヘクタール、人工林はゼロとの説明であったが、この面積は実際に測っているのか。
- 市民経済部次長 人工林とは人の手で植栽された杉などの林を指し、私有地に生えているからといって人工林ではない。当市においてはすべて自然林となっており人工林は存在しない。
- 宮城司 委員 果樹等は人工林に含まれないのか。
- 市民経済部次長 果樹等は森林には該当しない。
- 観光農水課長 森林とは木々が密生している状態であり、果樹園は農地の扱いとなる。
- 宮城司 委員 人工林とは、杉等の木材を植えている林を指すと理解してよいか。
- 市民経済部次長 そのとおりである。人工林とは人間の手によって計画的に植栽されたものが該当する。
- 宮城司 委員 北部地域では、リュウキュウマツ等が木工に供されている場合があるがそれは該当しないのか。
- 市民経済部次長 人の手で計画的に植栽されていれば該当するが、自然に生えているものであれば該当しない。北部の山原地域は自然林の扱いとなり、森林環境譲与税も人口割で計算することになるため、宜野湾市と国頭村では宜野湾市のほうが多く譲与税を受けられることになる。
- 宮城司 委員 普天満宮の通りに植えられている松は、人の手で植えられているが対象にはならないのか。
- 観光農水課長 森林環境譲与税の趣旨は、戦後荒廃した国土に植林を行った地域において、戦後70年余が経過した現在、間伐等の森林管理をせねばならないが林業に従事する人口は減少しており、その改善を目的として制定されたものである。森林がない地域においても、森林の恩恵は受けていることから森林環境税・森林環境譲与税が適用される。その趣旨からすれば、普天満宮前の松並木は該当しないことになる。
- 市民経済部次長 森林の持つ機能として大きいものは、地球温暖化防止や、地崩れ防止等の国土保全機能がある。街路樹にはそういった機能はない。
- 濱元朝晴 委員 本市には対象となる森林がないため、森林環境譲与税の使途としては、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の推進が主になると思うが、どういう施策を予定しているのか。

- 市民経済部次長 市内には86ヘクタールの天然林はあるが、森林環境譲与税は人工林整備の目的税であるためそれには使えない。そこで、他市町村の事例も見ながら、主に公共施設等への木工製品の提供、森林の有する公益的機能の普及啓発活動等を検討していきたいと考えている。
- 濱元朝晴 委員 普及啓発の場合には、チラシ配布等でシルバー人材センターを利用することを考えているか。
- 市民経済部次長 具体的にはまだ考えていない状況である。具体化するまでの間、森林環境譲与税を管理するため今回の基金条例を制定し管理を行い、使途が決定次第検討していきたい。
- 真喜志晃一 委員 令和6年度より市民税の均等割に1,000円を上乗せして課税することのだが、内訳としても森林環境税として表示されるのか。
- 市民経済部次長 令和5年までは、東日本大震災復興特別住民税だが令和6年度からは森林環境税となる。金額はそのままで名称が変わることとなる。市民税の内訳に記載されるかどうかは確認していないが、現在はおそらく市民税の均等割の中に含まれているとして記載されていないのではないか。
- 宮城司 委員 森林環境譲与税の算定は国が行うのか。
- 市民経済部次長 当面は平成27年10月1日の居住人口で算定することになる。
- 宮城司 委員 森林面積等については国が把握しているのか。
- 市民経済部次長 国に森林面積は報告している。その中で宜野湾市に人工林はないと報告している。
- 宮城司 委員 資料に森林環境譲与税の配当見込み額の記載があり、3年ごとに増加しているが人口増によるものなのか。
- 市民経済部次長 森林環境譲与税の財源となる森林環境税は、令和6年度から課税されるが、森林環境譲与税は令和元年から交付される。その財源として国は借入れを行っており、令和元年から令和14年まで5段階に分けて交付を行う予定だが、借入れの返済を行いながら県や市町村へ交付していく。
- 宮城司 委員 資料に記載のある全国額について伺いたい。
- 市民経済部次長 人口割による配分額の総額となっている。なお当市は、東日本大震災復興特別住民税について、約4万4,000人の納税者が4,400万円を納付しており、それに対する森林環境譲与税の交付は363万5,000円となっている。
- 宮城司 委員 森林環境譲与税は市と県に交付されることになるが、これについて伺いたい。
- 市民経済部次長 県は市町村のとりまとめ役を担っており、それに対する報酬的なものとなっている。
- 又吉亮 委員 1,000円の課税について、これは全額国へ納付されるのか。

- 市民経済部次長 本会議において総務部長が500円対500円の配分となっていると答弁していたが、詳細は市民経済部では把握していない。
- 又吉亮 委員 県は、宜野湾市民から500円を徴収して国へ納め、その後国から県へ20%が交付されるという認識でよいか。
- 市民経済部次長 県は市町村を支援する立場であり、それなりの費用も必要であるということでの配分と考える。
- 又吉亮 委員 市の配当見込み額は市の試算なのか、国から示されたものなのか伺いたい。
- 観光農水課長 国から通達が来ているものである。
- 又吉亮 委員 資料の4ページに記載のある納税義務者6,200万人はいつ時点の人数なのか。
- 観光農水課長 確認いたしたい。
- 又吉亮 委員 おそらく第5段階の令和15年には納税義務者は6,200万人もないと思われる。おそらく6,000万人を切っているのではないかと思うが、それでも600億円の人口割総額はそのまなのか。あるいは1,000円以上を徴収することを見込んでのものなのか。
- 市民経済部次長 国や県からはそのような説明はなく、あくまで見込み額と伺っている。今後1,000円から徴収額が上がるとの説明はなかった。
- 又吉亮 委員 根拠法令の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律中に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律について記載があり、森林環境譲与税はなんでも自由に使えるわけではないということだと思うが、それについて資料をいただきたい。
- 観光農水課長 提供いたしたい。
- 又吉亮 委員 基金を設けても、用途が森林整備等に限定されている以上、人工林のない本市では周知啓発くらいしか使い道がないのではないかと考える。そこで、年間約360万円の用途として、木造建築物や公園の木造遊具設置等、公共施設の木材利用等を積極的に検討してみてはどうか。基金を設置しただけで基金を積み立てていくだけということにならないようしっかり検討いただきたい。
- 市民経済部次長 委員の提言のとおりと考える。PRのための冊子や、木工体験活動、学校等での森林環境教育、植林活動なども検討していきたい。また、嘉数高台公園等での植樹活動にも該当可能性はあるかもしれないので、そのあたりも検討していきたい。委員の提言にあった公園遊具等への活用についてもいろいろ検討してまいりたい。
- 真喜志晃一 委員 普及啓発については、木材利用普及に関するものなのか。
- 市民経済部次長 それもあるが、むしろ森林の持つ機能である温暖化防止や

環境保全機能のPRが該当すると考える。

- 真喜志晃一 委員 森林を保護するために割り箸の使用を控えるという取り組みもあるが、それと木材利用促進は矛盾するのではないか。
- 観光農水課長 割り箸や爪ようじは、間伐した木材等を使用しており、森林保全と矛盾するものではないと考える。
- 真喜志晃一 委員 木工所等への支援についてどういったものを検討しているのか。
- 観光農水課長 森林環境譲与税の利用は市民から見えにくいことから、市内の木工所や家具製作者にも協力いただくことはあるのではないかと考えている。
- 真喜志晃一 委員 小学校で木工教室をやっている事例があり、それもほぼボランティアでやってもらっている。そういうところへの補助等を行うこともできるという認識でよいか。
- 市民経済部次長 そのとおりである。
- 宮城司 委員 県内で人工林は存在するのか。あればその樹種等についても伺いたい。
- 市民経済部次長 日本全体でいえば国土面積の約6.6割が森林となっており、この森林のうち約4割が人工林となっている。
- 観光農水課長 県内においては宮古島市や国頭村等に人工林が存在しているが、その樹種等については不明である。
- 宮城司 委員 私有林とはどういう位置づけなのか。
- 市民経済部次長 個人や民間企業等が所有している森林を指す。
- 真喜志晃一 委員 資料2ページの5に記載されている令和6年度以降の森林環境譲与税の譲与額の財源について、これは市内の収入額ということか、それとも全国の収入額なのか。
- 市民経済部次長 全国の収入額でありそれに合わせて譲与額が決まるということである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時57分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前3時10分)

【議題】

陳情第2号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 3 時 1 1 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後 3 時 1 8 分)

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 3 時 2 0 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後 3 時 2 5 分)

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

陳情第 1 3 号 「生涯現役社会」を実践するシルバー人材センターの決意と支援について(要請)

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 3 時 2 7 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後 3 時 4 0 分)

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

陳情第 1 5 号 公契約条例の制定を求める陳情

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 3 時 4 2 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後 3 時 4 7 分)

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後 3 時 4 7 分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和元年9月13日（金） 3日目

午前10時01分 開議
午前10時17分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	上里 広幸

○欠席委員（1名）

委員	伊佐 哲雄
----	-------

○参考人（0名）

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第 5 3 号 宜野湾市森林環境譲与税基金条例の制定について
- (2) 議案第 5 6 号 宜野湾市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- (3) 議案第 5 7 号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第 5 8 号 宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第 6 0 号 宜野湾市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- (6) 議案第 4 3 号 令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (7) 議案第 4 4 号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (8) 議案第 4 7 号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (9) 議案第 4 8 号 令和元年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- (10) 議案第 6 8 号 平成 30 年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (11) 議案第 6 9 号 平成 30 年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (12) 認定第 3 号 平成 30 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (13) 認定第 4 号 平成 30 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (14) 陳情第 1 3 号 「生涯現役社会」を实践するシルバー人材センターの決意と支援について（要請）
- (15) 陳情第 2 号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について
- (16) 陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (17) 陳情第 1 5 号 公契約条例の制定を求める陳情

第 4 2 3 回 宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和元年 9 月 1 3 日（金）第 3 日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第 3 日目の会議を開きます。（開会時刻 午前 1 0 時 0 1 分）

【議題】

- 議案第 5 3 号 宜野湾市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議案第 5 6 号 宜野湾市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 議案第 5 7 号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 8 号 宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 0 号 宜野湾市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

本 5 件については、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前 1 0 時 0 6 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前 1 0 時 0 7 分）

【議題】

- 議案第 4 3 号 令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 4 号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 7 号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 8 号 令和元年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

本 4 件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時09分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時10分)

【議題】

議案第68号 平成30年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第69号 平成30年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

認定第3号 平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

議案第68号及び議案第69号については、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものとし、認定第3号及び認定第4号については、全会一致で認定すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時13分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時13分)

【議題】

陳情第13号 「生涯現役社会」を実践するシルバー人材センターの決意と支援について(要請)

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

本件については、全会一致で採択すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時15分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時15分)

【議題】

陳情第 2号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について

陳情第 9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情

【閉会中の審査継続申出】

本3件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要があるため、議長に申し出ることに決定する。

○宮城克 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時17分)